（記載上の注意）
［1～3　略］
4　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第143条第６号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
［(3)・(4)　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（株式保有状況通知書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用） **第二十二条の二**　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同項に規定する通知書について同条第一項の規定を準用する場合について準用する。 （大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十二条の三**　法第二十七条の三十の十一第五項に規定する内閣府令で定める場合は、株券等の保有者において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、当該株券等の発行者である会社に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。 2　法第二十七条の三十の十一第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 ［一・二　略］ ［3～6　略］	（株式保有状況通知書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用） **第二十二条の二**　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。 （大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十二条の三**　法第二十七条の三十の十一第四項に規定する内閣府令で定める場合は、株券等の保有者において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、当該株券等の発行者である会社に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。 2　法第二十七条の三十の十一第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 ［一・二　同上］ ［3～6　同上］
（買付け等の通知書の記載事項等） **第五条**　［略］ ［2～6　略］ 7　令第八条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 ［一・二　略］ ［8～11　略］ （公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等） **第三十三条の二**　企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二（第一項第二号及び第四項を除く。以下この項において同じ。）の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同項に規定する公開買付説明書について同条第一項の規定を準用する場合について準用する。 ［2～4　略］	（買付け等の通知書の記載事項等） **第五条**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　令第八条第六項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 ［一・二　同上］ ［8～11　同上］ （公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等） **第三十三条の二**　企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二（第一項第二号及び第四項を除く。以下この項において同じ。）の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第二十三条の二中「目論見書」とあるのは、「公開買付説明書」と読み替えるものとする。 ［2～4　同上］

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（買付け等の通知書の記載事項等） **第五条**　［略］ ［2～6　略］ 7　令第八条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 ［一・二　略］ ［8～11　略］ （公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等） **第三十三条の二**　企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二（第一項第二号及び第四項を除く。以下この項において同じ。）の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同項に規定する公開買付説明書について同条第一項の規定を準用する場合について準用する。 ［2～4　略］	（買付け等の通知書の記載事項等） **第五条**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　令第八条第六項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 ［一・二　同上］ ［8～11　同上］ （公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等） **第三十三条の二**　企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二（第一項第二号及び第四項を除く。以下この項において同じ。）の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第二十三条の二中「目論見書」とあるのは、「公開買付説明書」と読み替えるものとする。 ［2～4　同上］